

1. 令和8年夏季一時金の妥結水準集計と夏季一時金の見通し
2. 産業別にみる夏季賞与1人平均支給額（令和7年度実績）紹介
3. 安全衛生週間について
4. 業務改善助成金の令和8年度の一部変更点

## 1. 令和8年夏季一時金の妥結水準集計と夏季一時金の見通し

そろそろ夏季賞与の季節です。各シンクタンクが公表した夏季賞与・一時金の見通しを比較しました。事業規模5人以上の民間企業の1人当たり支給額の前年比についてそれぞれ増加の予想が出されています。

	三菱UFJリサーチ&コンサルティング	日本総合研究所	第一ライフ資産運用経済研究所
一人当たり支給額の前年比(%)	+2.3	+2.4	+2.5

資料出所 ※1 [https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/04/news\\_release\\_260409\\_01.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/04/news_release_260409_01.pdf)  
 ※2 <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/16605.pdf>  
 ※3 <https://www.dlri.co.jp/files/macro/593142.pdf>

民間企業の令和8年夏季賞与の支給率は各シンクタンクいずれも前年から増加すると見込んでおり、伸び率は低下するものの、5年連続で増加する見通しです。好調な企業業績と堅調な雇用情勢が追い風となり2%台の伸びを維持する予想です。一部中東情勢による業績悪化懸念を受けて、賞与支給に対する慎重姿勢が高まる可能性もあります。全体への影響は限定的と見込まれるものの、原油高の影響が大きい素材系産業や、賞与支給直前の業況が賞与額に反映されやすい中小企業で下振れリスクがあります。

## 2. 産業別にみる夏季賞与1人平均支給額（令和7年度実績）紹介

賞与支給の参考資料として厚生労働省毎月勤労統計調査（地方調査：福岡県）から、産業別に事業所規模30人以上の民間企業における令和7年の夏季賞与について、支給労働者1人平均支給額などを紹介します。

産業	1人平均支給額		支給月数	
	金額(円)	対前年増減率(%)	月数	対前年差(月数)
電気・ガス・熱供給・水道業	986,373	0.0	2.21	0.18
金融業、保険業	670,704	△18.0	1.53	△0.32
情報通信業	675,288	10.4	1.39	0.17
教育、学習支援業	639,426	19.2	1.99	0.45
学術研究、専門・技術サービス業	541,577	△10.8	0.89	△0.89
建設業	756,025	43.1	1.60	0.29
製造業	531,117	△1.6	1.31	△0.13
不動産業、物品賃貸業	418,142	7.6	1.21	0.06
医療、福祉	323,865	2.5	1.17	0.09
卸売業、小売業	314,564	1.8	0.91	△0.11
運輸業、郵便業	401,153	△12.1	1.07	△0.34
サービス業（他に分類されないもの）	138,719	△12.1	0.98	△0.02
生活関連サービス業、娯楽業	144,508	17.3	0.76	△0.08
宿泊業、飲食サービス業	103,363	198.8	0.49	0.19

（令和7年6月から8月に支払われた賞与・事業所規模30人以上を対象）

### 3. 安全衛生週間について

令和8年7月1日（水）から同7日（火）までは、令和8年度全国安全週間です。全国安全週間は、昭和3年の第1回実施以来、今年で第99回を迎え、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に行われてきた活動です。近年の労働安全の状況を踏まえ、本年度は

#### 「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」

をスローガンに掲げて、全国安全週間を展開することとされています。

なお、国は全国安全週間実施に伴い、その実効をより上げるため、6月1日から6月30日までの期間を準備期間と定めています。各事業場では全国安全週間および準備期間を利用し、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くため、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施していきましょう。

#### 全国安全週間中に実施する事項

1. 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
2. 安全パトロールによる職場の総点検の実施
3. 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
4. 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
5. 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
6. 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

### 4. 業務改善助成金の令和8年度の一部変更点

「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する整備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

今回は、令和8年度の主な変更点をお知らせします。

#### 助成率区分の変更

1,050円未満	4/5	1050円以上	3/4
----------	-----	---------	-----

#### 申請コースの再編

令和7年度は、「30円」「45円」「60円」「90円」コースの4区分でしたが、「30円」コースは廃止され、「50円」「70円」「90円」コースの3区分に集約されました。

また、コース再編による助成上限額の変更がありました。引き上げる労働者数が少人数の場合に、従来よりも金額が下がります。

例) 令和7年度 「45円コース」で「1人」引き上げ → 助成上限額 80万円

令和8年度 「50円コース」で「1人」引き上げ → 助成上限額 40万円

#### 対象となる事業場内最低賃金の変更

これまでは、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象でしたが、令和8年度は、「事業場内最低賃金が令和8年改定後の地域別最低賃金額未満まで」という要件に変わりました。

#### 申請期間の短縮

申請期間が以下の通り、9月～地域別最低賃金改定前日（または11月末）の約3か月間に短縮されました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される 地域別最低賃金の発行日の前日または同年 11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地 域別最低賃金発行日の前日	交付決定年度の1月31日

#### その他の変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月のうち任意の1か月」から「最近6か月平均」になりました。